

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和7年6月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250626	2525タクシー株式会社 (法人番号 5370001013736) 代表者小高明	宮城県仙台市宮城野区 仙台港北2丁目1番地の2	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区 仙台港北2丁目1番地の2	輸送施設の使用停止(200日車)及び文書警告	道路運送法(以下「運送法」)第9条第2第1項、運送法第27条第3項	令和6年11月27日、29日及び12月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	26	20

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。